慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	森幹郎著『政策視点の老年学』『政策老年学』
Sub Title	Mori Mikio, "Gerontology in Policy Perspectives" "Gerontological Policies"
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.11 (1984. 11) ,p.161- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841128-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

森　幹郎　著

『政策視点の老年学』
『政策老年学』

高齢化社会が一つの現実になろうとしている。その場合、それを社会的現実として歴史から切り取る認識作業が私たちの課題になっているはずである。私はすでに、社会科学におかれた戦後の科学志向から、社会志向への転回を論じてきたが（拙稿「社会科学の現在」・『書斎の窓』一九八四年五月参照）、その焦点の一つにこの来たるべき社会がある、と考えてきた。

私の問題設定は、この社会にありうべき政治像を、インタレスト・ポリティクスからニーズ・ポリティクスへの転換として措定するところにある。（拙稿「脱産業社会の政治構造」・『これからの日本の政治』日本評論社、一九八四年参照）つまり、福祉社会が福祉を媒介にして国家（＝福祉国家）に収斂することで、国家政治の論理としてのインタレスト・ポリティクスにその本質部分を簒奪されてしまい、人間の個性的存在の質を国民として量化されたことが一つ、もう一つは、そこでの量を質に転換する社会的可能態を、とりあえずは国家に併呑された社会を独立・自律態にする手がかりの模索がそこで行われたのだった。

そこには《参加》を今ふたたび問いなおす思い掛けがあって、社会を創りなおす目的的手段としての参加が、つまりは民主主義の再生がビルト・インされていた。言いかえれば、国家がそして国家政治が限りなく《人間》から遠去かってゆく現実に、《人間》が社会に接着することで対決し、そうした国家をも社会に、ひいては人間に近接させるたぐいの「社会」主義的民主主義への構想が浮上していた。

したがって、高度産業化社会を意味するポスト産業社会は、まさしくそこから脱離すべき社会的現実として見究められていたし、むしろことばの真の意味で「ポスト」ポスト産業社会にむけての民主主義のありようが試論的に提出されようとしたのだった。

こうした社会的可能態にあっては、現行福祉政策原理は通用しない。つまり、最近の人口白書が明らかにしたように、生産力主義の政策原理の派生型としての福祉政策は、産出の配分以上でも以下でもないところに発端しており、だからこそ直接の生産担当者をもって社会の実質的構成者と見なす人間観に定礎されている。したがって、生産担当以前（若年者）と以後（高齢者）はいわば社会的アペンディクスとして処理される。ここに形式的な人権主義的平等主義を偽装する《法と秩序》の社会秩

序が提示され強調される仕掛けがでてくる。

私の試論は、A・H・マスローが提示した基本的なヒューマン・ニーズ（私はこれを人間であるためのニーズと呼びかえている）のヒエラルヒーをもう一つ延拡して、《生命を生きる》ニーズを最高価値として定置し、この価値としての生命による社会改組を想定した。その過程ででくわした二書があった。その場合、私には、人間としての高齢者がつかみ切れなかったところで、むしろ高齢者と社会とのかかわりのありようを考えるよすががほしかったのである。

著者森幹郎教授は、厚生官僚を経由して現在奈良女子大学で生活福祉論を担当されているときいている。私は教授の著者・論考のごく一部にしか接していないし、私の志向とは必ずしも一致するとは言えないけれど、教授の現実認識と政策発想は、現場へのそれであり、現場からのそれである点で、きわめて説得力をもっている。結論から先に言えば、教授の論旨は、老人福祉政策は国家トータリズムにとらえらるべきものではなく、高齢者の人間としての尊厳維持にかすに力をもってする点に強調がある。自律者としての高齢者が、尊厳な死をむかえ人生を終了する営為にたいして国家は協力、それも補助的に協力するはずのものである、と正当に考えていられるのではないか。私はかなり自分勝手にこの二書を読んでいる。だが、人間の生命の尊厳は、ようやく《死》を社会責任の体系の中に取りこもうとするところで顕著になっているのではないか。

※

森教授によれば、老年学は老年社会科学として成立すべきことがらである。その場合、「老年社会科学は、老人の個人的及び社会的問題を対象とする科学」であり、そこから派生すべきは老人政策である。さらにそこでの問題のありようは、「現代社会の老人問題は、拡大家族社会を基盤としていた古きよき時代の貧乏問題としての老人問題とはまったくその性格を異にしたものであり、もはや家族の責任に押し戻すことのできるような性格のものでは決してない。それは、高度産業社会がその成熟化とともにもたらした『付け』というべきものなのである。したがって、市民は社会全体の責任として、『付け』を支払わなければならない。すなわち現代社会は老人問題の解決を社会システムの中で解決していかなければならないのである。それは、現代社会の責任なのである。」（『政策視点』、ii～iiiページ）

この問題意識はいかにも重要だから、以下のように補充していくべきであろう。

「老人問題はわが国にも戦前からあった。しかし、それらはいずれも、家族の問題、医学・心理学の問題であり、社会問題としては、貧乏の問題に過ぎなかった。もちろん、それらの問題の重要性はいささかも否定されてはならない。

しかし、今日における老人問題は、もう一つの側面として、家族集団の中ではもはやどうにも解決のできなくなっ

た問題を社会システムとしてどのように対応していくかというマクロ視点の領域をも持っているものである。こうした段階における老人問題の解決のためには、もはや従来のミクロ視点に立った老年学研究は無力であるか、または時代錯誤的、ときには、時代逆行的にさえなる危険性を潜在しているのである。すなわち、老人対策の策定に当たっては、政治、経済わけても財政、労働、住宅、教育等の領域の動向を踏まえた、言わば『政策老年学』ともいうべき学問領域が重要な責任を分担していかねばならなくなっていると思うのである。今後、老人福祉が社会システムとして機能していかなければならない以上、社会的公正と市民的合意とが欠くことのできないものとなろうが、その意味において、マクロレベルでの視点はますますその重要性を深めていかなければならない。」（『政策老年学』六～七ページ）

※　※

森教授の問題意識の構造が明らかになったところで、理念としての老人福祉をたどって見たい。

政府提出による老人福祉法が制定されたのは昭和三十八年であった。この「世界で初めての法律」と関係者が自賛したものは、「その規定には、法案の原案が事務当局の手によって作成されたころから、国会で成立するまでの時代、すなわち、昭和三〇年代中ごろのわが国社会における保守的な層の考え方が強く反映している。」（『政策老年学』一八ページ）つまり、児童福祉法（昭和二二年）や身体障害者福祉法（昭和二四年）が、占領下立法の進歩性を特徴としていたのに、それはかなり趣きを異にしている。たとえば、児童福祉法が昭和二六年の児童憲章（＝児童の権利宣言）をともなったのと比べれば、老人憲章としての条文規定はなく、「このことはわが国の老人福祉法の顕著な特性」（『政策視点』一二ページ）になっている。

しからば、老人福祉法の基本理念は何か。第二条はそれを「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してた者とし敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」と規定している。森教授は、社会局長名で公刊された『老人福祉法の解説』での「本条は、その前段においては老人が社会に対し貢献してきたいわば功労者であることを前提としており、その後段においては老人が一般人に比して心身の健全性を阻碍され易い弱さをもついわば弱者であることを前提としている」をとらえて、「老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者の『資格で』またその『立場で』敬愛される」（『政策視点』一四ページ）との了解に重大な疑義を次のように指摘する。

「社会福祉の考え方は、そのような応報的なものではない。また、応報的なものであってはならない。たとえ、その人の過去における生活がどのようなものであったとしても、今、社会福祉のニーズを持っていれば、その人にはすみやかに、過去のことは問わず、社会福祉のサービスが提供さ

れなければならない。たとえ、その人がどのくらい社会の進展に寄与してきた者であろうと、また、まったく社会の進展に寄与してこなかった者であろうと、今、社会福祉のニーズが同じ程度にあるのなら、社会福祉のサービスはこの両者に対してまったく同じ程度に提供されなければならない。これが社会福祉の『心』である。」（『政策視点』一五―一六ページ）

したがって、森教授にしてみれば、「老人福祉法制における反今日性」が露呈している状況が見えないはずはない。反今日性は、森教授によって、選別主義、家族責任主義、低所得階層対策、病院至上主義にとらえられている。（『政策老年学』序章）その論旨を詳述することはできないが、重要なポイントであるだけに逸することはできない。

※ ※ ※

選別主義にかかわる姿勢は、普通的に全市民を対象とする発想と、特定選別的に対象をしぼりこむ発想に二分される。だが、この立場は歴史観にかかわらざるをえない。すなわち、工業化を一つの局面とし都市化を他のそれとする近代化過程にあって、家族が果たしてきた福祉機能は次第に衰弱し、ついには欠落することになる。したがって、ここに宙に浮いてしまう福祉機能は社会に移管しないわけにはゆかない。その典型的なものとして老人問題が浮上するのである。したがって、森教授が正しく指摘するように、「市民はすべて、現在または将来に向けて、老人福祉のニーズを潜有している」のである。かくして、老人福祉は、「市民福祉」の理念に立たないわけにはゆかない。

だが、老人福祉法は、こうした普遍的社会福祉の理念に立ちつつも、たとえば一一条で「経済的理由」による養護老人ホームへの収容措置を定めて選別主義を併置している。さらに、この選別主義的措置が職権主義によって補充されている現実がある。前記『解説』には、「措置を受けることにより老人ホームにおいて養護されることは、老人に与えられた権利ではなく、公的機関に措置義務があることから派生する反射的利益である」との叙述がある。公権力の義務として職権主義が規定されているのである。この積極主義はしかし、「結果的には、施設ケアのニーズのある老人を老人ホームに収容措置しないという、裁量を措置権者に与えることになってしまった」（『政策老年学』二三ページ）。かくして、「選別主義の立場に立つとき、社会福祉の質はどうしても、劣等処遇の考え方から脱却しきれない」（二六ページ）のであり、当事者主義への転換が必須になる。

家族責任主義は、すでに現代の生活様式によって家族のたたずまいが大きく変化している以上、家族にたいする老人福祉のもたれかかりは根本的に変えられねばならないことは言うまでもない。だがこの現実にもかかわらず、奇妙な虚構が存在している。森教授はこの点を、「今日の老人対策のうち、最大の誤りは、わが国の老人は大半が子供または子供夫婦と同居してお

り、しかも、この傾向は、将来にわたってそれほど著しくは変化しないであろうから、今後も三世代同居を政策的に奨励していけば、そのことによって老人問題をいわゆる『日本的含み資産』の中で解決していくことができるとする姿勢である」（『政策視点』五〇ページ）と見抜いている。

老人問題が社会問題として構想されねばならなかったのは、それが私的な解決の領域ではなくなったとする現実に立っていたはずである。そのことは、昭和二十九年の三世代世帯数七七三万から五十六年の五八〇万への減少、世帯総数に占める割合として四四・六％から一六・一％への減少にはっきりと現われている。にもかかわらず、老人福祉政策としては、家族の扶養義務が強化される傾向が明らかになってきている。森教授はそれを「歴史の歯車を逆に回した」と指摘し、「経済扶養の社会的ニーズに対して老齢年金の制度が創設されたように、介護扶養の社会的ニーズに対しても、当然に社会システムがこたえていかなければならない。すなわち、それは在宅ケアサービスや施設ケアサービスである。現代高度産業社会は、介護の社会システム化を促進して、現代高度産業社会が残していったツケを完全に支払わなければならない」（『政策視点』七〇ページ）と正当に主張するのである。

老人福祉法制定当時、日本社会は経済成長に全力点がかけられており、社会福祉はいわば家族責任主義に依存していたと言える。だが、低所得階層にあっては当然この家族責任を担当することができず、したがってこの階層の老人が社会福祉の対象とされていた。だからこそ養護老人ホームは、低所得階層を対象とする選別主義的発想に支えられたのである。

森教授の卓越した論旨は、老人は社会福祉の消費者であると構想されている点であり、したがってその消費行動は社会行動として承認されねばならぬ、とする点である。ここには、老人の存在が限りなく《人》であるとする哲学がある。しかし、福祉政策はその視座を依然として救貧と老人をつなぎあわせるところは発現している。だからこそ、たとえば「養護老人ホームの充足率は、昭和四九年以降九五％を上下するようになった。いまや、老人は、消費者の立場から、雑居制の老人ホームを審判し、そこに収容措置されることを拒否するようになったというべきであろう」（『政策老年学』三八ページ）という理解が鋭い批判性をもってくるのである。

さらに、所得税を免除されている三〇％程度の世帯数を考えれば、老人福祉の対象は、この問題の局面からすれば、きわめて限定されたものになってしまい、「市民福祉」の理念からの乖離はきわめていちじるしい、と言わねばならない。

病院至上主義としてあげられた問題点は、今日のわが国の福祉政策と、ある意味では私たち自身の文化に重大なかかわりをもっている。そこには、たとえばA・バーグレンの「老人ができるだけいつまでも自分自身の家庭で独立した生活を送ることができるよう、あらゆる手段を講ずることが、まず第一に必要

なことであり、また、最大遵守されなければならないことである。これは、今日、完全なる合意に達している原則であり、これがデモクラシーというものである」という確認に決定的に離反する状況がある。事実からすれば、わが国の病床総数の三〇％以上が老人によって占められている。だが、この事実は果して、「子供（夫婦）の手の及ばない分だけより手厚く、ひとり暮らしの老人の福祉を公的な責任において増進していく必要」（『政策老年学』一〇四ページ）と連動しているとは思えない。これは老人の死場所という考え方につながってゆくはずである。

老齢化と死は必然的な関連の中にある。だが、「老人ホームがひとり収容されている老人の生活の場であるというにとどまらず、地域社会における老人の福祉を推進するための社会資源である」（『政策視点』二四一ページ）と意義づけたとき、この老齢化と死をひっくるめて、社会の片隅におきのけてしまえるのだろうか。私には「病院」をこの片隅にし、それを社会システムの閉ざされた場所とすることで、産業社会が生育してゆくすさまじさを思う。

言いかえれば、病院は医療つまりは治癒を前提とする生者の場でないブラック・ボックスを内蔵し、医療担当者はそこでは死の保護者と化してしまう。I・イリッチが脱病院化を言うとき、病院は産業社会に組み込まれた生産－消費のセンターであったはずである。とすれば、入院は生と死を分ける甚点であり、高齢者にとっては、物理的な死のみが保証される場でしかない。そこにはなお「生きる」余地はないかのようであり、疾病治癒の過程はありえないのではないか。奇驕をあえておかせば、しからば病院は高齢者がよって立つ共和国になりえないのか。つまり、病院を拠点とする老人国はありえないか、と逆手にとりたくもなる。

※※※※

高齢者を死と直接結びつけることがすなわち「生かす」政策に発現しているのであり、医療が一分一秒でも生命を延長することにしがみつかねばならなくなっている、その貧しさを私は考えてきた。森教授は、「ひとの前半生を特徴づけるものは獲得ということである。そして、ひとは、その獲得したものを、後半生において大なり小なり一つひとつ損失していくのである。これが老いるということの客観的な姿である。つまり、老いるということは損失の過程を生きるということなのである」（『政策老年学』二三〇ページ）と指摘して生きることに老いを結んでいる。この生きるということがらは、次の指摘によってさらにはっとさせられるものを本質にもっている。

「仕事を生きがいとしているわが国のひとには、想像もつかないことかもしれないが、欧米先進国の老人にとっては、年金生活というのは、一回しかない人生の残された時間をだれからも指図などされないで、自由に生きられる恵みの時ということであり、老人たちが期して待っているところ

なのである。／そして、残された時間の生き方は、だれからも価値判断されることのないそのひと固有のものでなければならない。」（『政策老年学』三三八ページ）

ここに表出していることこそが、損失・喪失の過程を生きるがゆえに自由の絶対性にますます近接してゆく人間のありようなのではないだろうか。ことばの過剰をあえておかせば、自由は死をもってしてなお維持拡大さるべし、とされてきた自由の哲学は、現在、高齢化社会の実現によって、自由と死が無理なく、ある意味では《自然》として成立しようとしはじめているのではないか。だが、この《自然状態》は、世俗的には《反権力》になじみやすいはずであり、ここにこの《自然状態》を封じこめ、自然な存在としての高齢者を社会の特殊部分に囲い込もうとする世俗権力の作動が十分に予定されるところがある。

私には、それが政府首唱の「老人に生きがいを」の黙示された政策原理であり、死への権力的なしたがって死を政治化する作業のねらいではないかと思えてしかたがない。森教授が、老人対策が孤独の問題にかかわった際の大きな過誤として、「老人が孤独で生活してはいけない」、「老人の孤独を救済しなければならない」、「老人の孤独は救済できる」という理解にあったと指摘されたとき（『政策老年学』三四六ページ）、それは実は権力的慈恵主義が今のべた脈絡で現実に作動しはじめている事実の指示なのではないかと思えるのである。

高齢化社会は、現象的に社会の年齢構成の変化でありようはずがないと私は考えてきた。それが高度産業社会によって結果した生物的寿命の延長によって派生したものであっても、それは六〇年代末から発現してきた社会変動、つまり、生活環境の変化に対応すべき人間の作業にちがいないと構想してきた。

言いかえれば、独りで生まれて独りで死ぬ、その過程が社会によっていかに十全に保証されるかが、新しい社会構成原理を要求する、と考えてきた。それはまちがいなく、従来の社会福祉の理念を全面的に描きなおすことを要請している。何よりも、《生命》が社会的価値として定礎されねばならないからである。

この社会変動は新しい民主主義的合意形成の仕組みを必要とする。私には、この《合意》には、産業社会の論理構造を打破し超克する質のものが黙示されていると思えるのである。それは言いかえれば、社会構成員全員の参加によってのみ成立するたぐいのものである。前産業者・後産業者は、必然的に、産業者と対等であらねばならない。そこには、新しい平等＝対等主義の社会構成原理がすでに顔をだしている。

私が森教授の著述を含めて老年学関係の文献を読みだしたのは、政治学におけるこの領域での業績がほとんど見当らなかったからでもある。森教授のすぐれて実践＝政策的な論考は、私の問題関心とは直接全面的にふれるものではなかった。しかし、その政策視点は、社会の現在を見すえておられる点で、かなりの示唆をえられるものであった。政策ということがらが、学問

に十分に交叉する確実性を読みとることができたのであった。

『政策視点の老年学』ミネルヴァ書房、一九八三年、二〇〇〇円

『政策老年学』垣内出版、一九八一年、二〇〇〇円

（一九八四・七・二五）内山　秀夫